

地方行政委員會議録第二十九号

昭和二十八年八月四日(火曜日)

午後二時五十八分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事佐藤 親弘君

理事藤尾 弘吉君 理事床次 徳二君

理事門司 亮君 理事松永 東君

生田 宏一君 熊谷 憲一君

三浦實之助君 山本 友一君

吉田 重延君 橋本 清吉君

藤田 義光君 北山 愛郎君

滝井 義高君 横路 節雄君

伊瀬幸太郎君 大石ヨシエ君

大矢 省三君 中井徳次郎君

出席政府委員

自治政務次官 青木 正君

自治庁次長 鈴木 俊一君

委員外の出席者

参議院議員 石村 幸作君

参議院議員 館 哲二君

国家地方警察 本部警視長 柴田 達夫君

(総務部長)

総理府事務官 (自治庁行政 部行政課長) 長野 士郎君

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

参議院地方行政 委員会調査員 法貴 三郎君

同日

八月四日

委員橋本龍伍君及び大石ヨシエ君辞任につき、その補欠として佐藤親弘君及び中村高一君が議長の指名で委員に選任された。

委員中村高一君辞任につき、その補欠として大石ヨシエ君が議長の指名で委員に選任された。

同日

佐藤親弘君が委員長の指名で理事に補欠選任された。

八月三日

地方自治法の一部を改正する法律案(町司亮君外七名提出、衆法第七七号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事互選

町村合併促進法案(参議院提出、参法第五号)

請願

一 防火水そう設置に関する請願(小澤佐重喜君紹介)(第一四二号)

二 消防施設強化に関する法律制定の請願(小澤佐重喜君紹介)(第一四四号)

三 消防施設に対する起債増額等に関する請願(小澤佐重喜君紹介)(第一四五号)

四 浜頓別小学校校災復旧費起債認可に関する請願(松浦周太郎君紹介)(第二二四号)

五 営業用トラックに対する自動車税軽減の請願(岡良一君紹介)(第三〇二号)

六 地方税法の一部改正に関する請願(岡良一君紹介)(第三〇三号)

七 地方税軽減に関する請願(赤松

勇君紹介)(第四五九号)

八 中川村直営製酪工場設置費起債認可に関する請願(松浦周太郎君紹介)(第四七〇号)

九 地方財政確立に関する請願(渡邊良夫君紹介)(第五五五号)

一〇 遊興飲食税撤廃の請願(高橋英吉君紹介)(第五五六号)

一一 牧園町上水道敷設費起債認可に関する請願(池田清志君紹介)(第五五七号)

一二 八代村役場庁舎改築費起債認可に関する請願(伊東勇君紹介)(第五六八号)

一三 営業用トラックに対する自動車税軽減の請願(金光庸夫君紹介)(第七〇八号)

一四 同(岡田五郎君紹介)(第七〇九号)

一五 地方税法の一部改正に関する請願(岡田五郎君紹介)(第七一〇号)

一六 地方自治法の一部改正に関する請願(西尾末廣君外一名紹介)(第七一一号)

一七 矢田村上水道敷設費の起債増額に関する請願(杉山元治郎君紹介)(第七一二号)

一八 地方税法の一部改正に関する請願(前田正男君紹介)(第七七九号)

一九 同外一件(櫻内義雄君紹介)(第八二六号)

二〇 同(塚田十一郎君紹介)(第八二七号)

二一 同(館林三喜男君紹介)(第八二八号)

二二 同(船越弘君紹介)(第八二九号)

二三 地方財政法の一部改正に関する請願(山崎岩男君紹介)(第七八〇号)

二四 営業用トラックに対する自動車税軽減の請願(前田正男君紹介)(第七八一号)

二五 同(館林三喜男君紹介)(第八三〇号)

二六 同外二件(櫻内義雄君紹介)(第八三二号)

二七 同(塚田十一郎君紹介)(第八三三二号)

二八 同(關谷勝利君紹介)(第八三三三号)

二九 昭和二十七年赤字処理方策に関する請願(渡邊良夫君外一名紹介)(第七八四号)

三〇 地方公共団体に關係ある国費予算に関する請願(渡邊良夫君外一名紹介)(第七八五号)

三一 小竹町自治体警察を国家地方警察に移管の請願(麻生太賀吉君外一名紹介)(第八三四号)

三二 碓井町自治体警察を国家地方警察に移管の請願(麻生太賀吉君外一名紹介)(第八三五号)

三三 地方議会の権限縮小反對に関する請願(原茂吉君紹介)(第一〇八三三号)

三四 地方税法の一部改正に関する請願(河原田稼吉君紹介)(第一〇八四四号)

八四号)

三五 同(保利茂君紹介)(第一〇八五号)

三六 クリーニング業に対する地方税軽減に関する請願(加藤勤十君紹介)(第一〇八六号)

三七 営業用トラックに対する自動車税軽減の請願(河原田稼吉君紹介)(第一〇九一号)

三八 同(齋藤憲三君紹介)(第一〇九二号)

三九 同(保利茂君紹介)(第一〇九三三号)

四〇 営業用トラックに対する自動車税軽減の請願(江藤夏雄君紹介)(第一一二七号)

四一 同(小川豊明君紹介)(第一一二七三三号)

四二 同(松山義雄君紹介)(第一一二七四号)

四三 同(植木庚子郎君紹介)(第一一二七五号)

四四 同(白井莊一君紹介)(第一一二七六号)

四五 地方税法の一部改正に関する請願(小川豊明君紹介)(第一一二七七号)

四六 同(松山義雄君紹介)(第一一二七八号)

四七 同(白井莊一君紹介)(第一一二七九号)

四八 同(植木庚子郎君紹介)(第一一二八〇号)

四九 クリーニング業に対する地方税軽減に関する請願(菊池義郎君

- 五〇 消防施設強化に関する法律制定の請願(山崎岩男君紹介)(第一二八二号)
- 五一 地方税法の一部改正に関する請願外一件(小林鑄君紹介)(第一二三八号)
- 五二 同(飯塚定輔君紹介)(第一二二九号)
- 五三 営業用トラックに対する自動車税軽減の請願外一件(小林鑄君紹介)(第一三三〇号)
- 五四 同(船越弘君紹介)(第一三三三一号)
- 五五 営業用トラックに対する自動車税軽減の請願(足鹿寛君紹介)(第一四一九号)
- 五六 (岸田正記君紹介)(第一四二〇号)
- 五七 地方税法の一部改正に関する請願(岸田正記君紹介)(第一四二一號)
- 五八 地方税法の一部改正に関する請願(森清君紹介)(第一四七三號)
- 五九 同(勝間田清一君紹介)(第一四七四號)
- 六〇 同(春日一幸君紹介)(第一五六〇号)
- 六一 同(小峯柳多君紹介)(第一五六一号)
- 六二 同(加藤精三君紹介)(第一五六二号)
- 六三 営業用トラックに対する自動車税軽減の請願(春日一幸君紹介)(第一四七五号)
- 六四 同(小川平二君紹介)(第一四七六号)
- 六五 同(勝間田清一君紹介)(第一四七七号)
- 六六 同(中村三之丞君紹介)(第一四七八号)
- 六七 同(森清君紹介)(第一四七九号)
- 六八 同(加藤精三君紹介)(第一五三三三號)
- 六九 同(小峯柳多君紹介)(第一五三三三號)
- 七〇 自動車税引上げ反対に関する請願(岡田五郎君紹介)(第一四八〇号)
- 七一 地方議会の権限縮小反対に関する請願(秋元たけ子君紹介)(第一五五九号)
- 七二 クリーニング業に対する地方税軽減に関する請願(中村三之丞君紹介)(第一六八五号)
- 七三 地方税法の一部改正に関する請願(南條徳男君紹介)(第一六八六号)
- 七四 営業用トラックに対する自動車税軽減の請願(南條徳男君紹介)(第一六八七号)
- 七五 地方税法の一部改正に関する請願(渡邊良夫君紹介)(第一七五六号)
- 七六 同(岸田正記君紹介)(第一七五七号)
- 七七 同(古井喜實君紹介)(第一七八九号)
- 七八 同(高橋禎一君紹介)(第一七九〇号)
- 七九 同(庄司一郎君紹介)(第一七九一号)
- 八〇 同(中村幸八君紹介)(第一七九二号)
- 八一 同外二件(藤枝泉介君紹介)(第一七九三三號)
- 八二 同(八木一郎君紹介)(第一七九四号)
- 八三 営業用トラックに対する自動車税軽減の請願(渡邊良夫君紹介)(第一七五八号)
- 八四 同(岸田正記君紹介)(第一七五九号)
- 八五 同(鍛冶良作君紹介)(第一七九四号)
- 八六 同(瀬戸山三男君紹介)(第一七九六号)
- 八七 同(中村幸八君紹介)(第一七九七号)
- 八八 同(高橋禎一君紹介)(第一七九八号)
- 八九 同外二件(藤枝泉介君紹介)(第一七九九号)
- 九〇 同外二件(加藤鑄造君紹介)(第一八〇〇号)
- 九一 身体障害者の特別所得税免除に関する請願(赤松勇君紹介)(第一七六〇号)
- 九二 道路交通取締令の一部改正に関する請願(三宅正一君紹介)(第一七七五号)
- 九三 自動車税引上げ反対に関する請願(迫水久常君紹介)(第一七八七号)
- 九四 同(館林三喜男君紹介)(第一七八八号)
- 九五 別府市警察留置所における殺害事件に関する請願(木下郁君紹介)(第一八〇五号)
- 九六 固定資産税法に特例設定に関する請願(庄司一郎君紹介)(第一八二〇号)
- 九七 クリーニング業に対する地方税軽減に関する請願(堤ツルヨ君紹介)(第一八二五号)
- 九八 遊興飲食税撤廃の請願(山田彌一君紹介)(第一九二六号)
- 九九 クリーニング業に対する地方税軽減に関する請願(河原田稼吉君紹介)(第一九二七号)
- 一〇〇 同(木村文男君紹介)(第一九二八号)
- 一〇一 地方税法の一部改正に関する請願(佐藤虎次郎君紹介)(第一九二九号)
- 一〇二 同外一件(岡本忠雄君紹介)(第一九三〇号)
- 一〇三 同(中川源一郎君紹介)(第一九三二一號)
- 一〇四 同(小高薫郎君紹介)(第一九三三三號)
- 一〇五 同(内藤友明君紹介)(第一九三三三號)
- 一〇六 同外二件(加藤鑄造君紹介)(第一九四九号)
- 一〇七 営業用トラックに対する自動車税軽減の請願外一件(岡本忠雄君紹介)(第一九三四号)
- 一〇八 同(小高薫郎君紹介)(第一九三五号)
- 一〇九 同(内藤友明君紹介)(第一九三六号)
- 一一〇 地方税法の一部改正に関する請願(福井勇君紹介)(第一二〇一號)
- 一一一 同(竹山祐太郎君紹介)(第一二〇二號)
- 一一二 同(矢尾喜三郎君紹介)(第一二〇三號)
- 一一三 営業用トラックに対する自動車税軽減の請願(竹山祐太郎君紹介)(第一二〇四号)
- 一一四 同(笹本一雄君紹介)(第一二〇五号)
- 一一五 同(佐藤虎次郎君紹介)(第一二〇六号)
- 一一六 同(福井勇君紹介)(第一二〇七号)
- 一一七 クリーニング業に対する地方税軽減に関する請願(前尾繁三郎君外一名紹介)(第一二七五号)
- 一一八 同(山花秀雄君紹介)(第一二七六号)
- 一一九 地方税法の一部改正に関する請願(尾崎末吉君紹介)(第一二七七号)
- 一二〇 同(山花秀雄君紹介)(第一二七八号)
- 一二一 同(林信雄君紹介)(第一二三四号)
- 一二二 同(高橋等君紹介)(第一二三五号)
- 一二三 営業用トラックに対する自動車税軽減の請願(尾崎末吉君紹介)(第一二七九号)
- 一二四 同(山花秀雄君紹介)(第一二八〇号)
- 一二五 同(生田宏一君紹介)(第一二三三六号)
- 一二六 同(野田卯一君紹介)(第一二三三七号)
- 一二七 同(竹尾弌君紹介)(第一二三八号)
- 一二八 同(黒金泰美君紹介)(第一二三三九号)
- 一二九 同(榎兼次郎君紹介)(第一二三四〇号)
- 一三〇 同外一件(平野三郎君紹介)(第一二三四一號)
- 一三一 地方議会の権限縮小反対に関する請願(榎原俊郎君紹介)(第一二三四二號)
- 一三二 医業に対する特別所得税免除等に関する請願(中曾根康弘君紹介)

- 共団体出資金の起債許可に関する陳情書(北海道議会議長蔭田余吉外七名)(第一三九号)
- 二〇 国庫補助公営住宅建設事業の起債わくの拡大に関する陳情書(北海道議会議長蔭田余吉外七名)(第一五七号)
- 二一 地方制度調査会の審議促進とその結論の実現等に関する陳情書(岐阜県議会議長松野幸泰)(第一七〇号)
- 二二 地方議会議員解職の請求権に関する陳情書(岐阜県議会議長松野幸泰)(第一七一号)
- 二三 国の予算不成立による地方財政窮乏緩和対策に関する陳情書(岐阜県議会議長松野幸泰)(第一七二号)
- 二四 洲本市の上水道工費の起債許可に関する陳情書(兵庫県洲本市長白川修外一名)(第二〇九号)
- 二五 町村合併促進法制定に関する陳情書(長野県町村会長小出一男)(第二四一号)
- 二六 同(兵庫県町村会長長田村昌義)(第二四二号)
- 二七 地方債、特に町村債のわく拡大に関する陳情書(兵庫県町村会長長田村昌義)(第二四三号)
- 二八 中川製酪事業費充当の起債に関する陳情書(北海道中川郡中川村長斎藤吉平)(第二四四号)
- 二九 歌内小学校改築工費充当のための起債に関する陳情書(北海道中川郡中川村長斎藤吉平)(第二四五号)
- 三〇 地方議会の運営及び構成に関する陳情書(東京都議会議長斎藤清亮)(第二九〇号)
- 三一 町村合併促進法制定に関する陳情書(広島県知事大原博夫)(第二九一号)
- 三二 中小都市及び町村に対する公債の割当に関する陳情書(広島県知事大原博夫)(第二九二号)
- 三三 府県財政の窮乏打開と恒久対策樹立に関する陳情書(東京都議会議長斎藤清亮)(第二九三号)
- 三四 昭和二十七年地方財政措置に関する陳情書(広島県知事大原博夫)(第二九四号)
- 三五 市町村の赤字財政に関する陳情書(広島県知事大原博夫)(第二九五号)
- 三六 地方財政制度の改革に関する陳情書(広島県知事大原博夫)(第二九六号)
- 三七 昭和二十八年地方財政措置に関する陳情書(広島県知事大原博夫)(第二九七号)
- 三八 昭和二十八年地方財政計画(中府県単独事業費の増額に関する陳情書(広島県知事大原博夫)(第二九八号)
- 三九 地方財政制度の改革に関する陳情書(佐賀県議会議長安永汎太)(第三〇四号)
- 四〇 消防施設強化促進法の制定に関する陳情書(全国都市消防長連絡協議会会長塩谷隆雄)(第三四七号)
- 四一 消防財源の確立に関する陳情書(広島市大手町広島市消防局内方支部長石井博)(第三四八号)
- 四二 地方議会の権限縮小反対に関する陳情書(長野県議会議長下平昶四)(第三四九号)
- 四三 自動車税引上げ反対に関する陳情書(名古屋市長愛知県家用自動車組合連合会会長山中清一)(第三九八号)
- 四四 電気ガスを税に関する陳情書(大分市長上田保)(第三九九号)
- 四五 国有鉄道特殊施設に対する固定資産税賦課等に関する陳情書(吹田市議会議長長浦恒夫)(第四五六号)
- 四六 自動車税引上げ反対に関する陳情書(石川県家用自動車組合理事長大島新一)(第四五七号)
- 四七 営業用トラックに対する自動車税軽減に関する陳情書(岐阜県貨物自動車協会会長田口利八)(第四五九号)
- 四八 運送業に対する事業税の課税方式に関する陳情書(岐阜県貨物自動車協会会長田口利八)(第四五九号)
- 四九 消防機械ポンプ購入費補助に関する陳情書(財団法人福島県消防協会会長宮森常八)(第四六〇号)
- 五〇 地方自治法の一部改正に関する陳情書(京都市議会議長竹内忠治)(第四八〇号)
- 五一 町村合併促進法案に関する陳情書(京都市議会議長竹内忠治)(第四八一号)
- 五二 地方制度調査会の全面的活用に関する陳情書(京都市議会議長竹内忠治)(第四八二号)
- 五三 市町村の自立制度確立のため地方財政制度改革に関する陳情書(京都市議会議長竹内忠治)(第四八三号)
- 五四 国の予算不成立による地方財政窮乏緩和対策に関する陳情書(京都市議会議長竹内忠治)(第四八四号)
- 五五 自動車税引上げ反対に関する陳情書(岐阜市長金町一丁目岐阜県家用自動車組合連合会会長早川光次郎外二名)(第四八五号)
- 五六 営業用トラックに対する自動車税の軽減に関する陳情書(盛岡市盛岡運輸株式会社取締役社長安倍東七外二名)(第四八七号)
- 五七 運送業に対する事業税の課税方式に関する陳情書(盛岡市盛岡運輸株式会社取締役社長安倍東七外二名)(第四八七号)
- 五八 国有鉄道、専売公社、日本放送協会の施設等に固定資産税を賦課することに関する陳情書(京都市議会議長竹内忠治)(第四八八号)
- 五九 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正の陳情書(京都市議会議長竹内忠治)(第四八九号)
- 六〇 自動車税引上げ反対に関する陳情書(宮崎市上野町三丁目三十二番地宮崎家用自動車組合組合長竹崎健助外十一名)(第五四六号)
- 六一 クロウニング業に対する地方税軽減の陳情書(彦根市一番町五十三番地激振屋クリーニング商工業協同組合理事前田春吉)(第五四七号)
- 六二 地方財政法の一部改正に関する陳情書(東京消防庁内全国都市消防長連絡協議会会長塩谷隆雄)(第五五五号)
- 六三 地方議会の権限縮小反対に関する陳情書(鳥取県議会議長木島公之)(第六八〇号)
- 六四 同(松山市議会議長楢垣正之)(第七〇九号)
- 六五 信用組合に対する固定資産税等免除に関する陳情書(若手車一関市地主町一番地一関信用金庫理事長佐藤篤三郎)(第七一〇号)
- 六六 都市行政制度に関する陳情書(東北七県市長会会長仙台市長岡崎栄松)(第七四六号)
- 六七 都市財政制度に関する陳情書(東北七県市長会会長仙台市長岡崎栄松)(第七四七号)
- 六八 自動車税引上げ反対に関する陳情書(兵庫県家用自動車協会連合会会長田中繁一)(第七四八号)
- 六九 町村合併促進法制定に関する陳情書(広島県庁内広島県町村会長長荒川龍雄)(第七九四号)
- 七〇 町村自治確立に関する陳情書(広島県庁内広島県町村会長長荒川龍雄)(第七九五号)
- 七一 税、財政の合理的改正並びに地方債のわく拡大等による町村財政確立に関する陳情書(広島県庁内広島県町村会長長荒川龍雄)(第七九六号)
- 七二 消防施設強化促進法の制定に関する陳情書(広島市広島県消防協会会長田中好一外一名)(第八一九号)
- 七三 消防財源の確立に関する陳情書(広島市広島県消防協会会長田中好一外一名)(第八一九号)
- 七四 地方自治法第百一条第一項の改正に関する陳情書(中国五県町村議会議長連合会会長林栄三)(第八三六号)

- 七五 地方自治法第二百二十二条改正に関する陳情書(中国五県町村議會議長会連合会長林榮三)(第八三七号)
- 七六 町村合併促進法制定に関する陳情書(中国五県町村議會議長会連合会長林榮三)(第八三八号)
- 七七 同(広島県内広島県町村議會議長会長井上元夫)(第八三九号)
- 七八 町村自治確立に関する陳情書(広島県内広島県町村議會議長会長井上元夫)(第八四〇号)
- 七九 町村財源確保に関する陳情書(中国五県町村議會議長会連合会長林榮三)(第八四一号)
- 八〇 町村議会の機能拡充等に関する陳情書(広島県内広島県町村議會議長会長井上元夫)(第八四二号)
- 八一 地方議会の懲罰権擁護に関する陳情書(中国五県町村議會議長会連合会長林榮三)(第八四三号)
- 八二 税、財政の合理的改正並びに地方債のわく拡大等による町村財政確立に関する陳情書(広島県内広島県町村議會議長会長井上元夫)(第八四六号)
- 八三 電気税撤廃反対に関する陳情書(中国五県町村議會議長会連合会長林榮三)(第八四四号)
- 八四 地方財政法改正に関する陳情書(東京都特別区公安委員長橋本寛敏)(第八七九号)
- 八五 地方議会の権限縮小反対に関する陳情書(松山市議會議長長楯正之)(第九〇九号)
- 八六 市町村民税課税に対する住所の認定基準等に関する陳情書(滋

- 賀原浦生郡日野町長吉田武雄)(第九一〇号)
- 八七 市町村自治の確立強化に関する陳情書(全国市長会会長中井光次)(第九七一号)
- 八八 地方制度調査会の審議促進とその結論の実現等に関する陳情書(全国市長会会長中井光次)(第九七二号)
- 八九 都市税財政に関する陳情書(全国市長会会長中井光次)(第九七三号)
- 九〇 警察制度の改正に関する陳情書(全国市長会会長中井光次)(第九七四号)
- 九一 地方財政平衡交付金法の一部改正に関する陳情書(静岡県議會議長吉野倫将)(第一〇〇二号)
- 九二 地方各種委員会制度の再検討に関する陳情書(岐阜県町村長会長渡辺栄一)(第一〇〇三号)
- 九三 町村職員恩給給付金庫助成の交付金改正に関する陳情書(岐阜県町村長会長渡辺栄一)(第一〇〇四号)
- 九四 小型自動車税を町村へ移管に関する陳情書(岐阜県町村長会長渡辺栄一)(第一〇〇五号)
- 九五 住民税の課税方式の改正に関する陳情書(岐阜県町村長会長渡辺栄一)(第一〇〇六号)
- 九六 参議院全国区議員の選挙並びに最高裁判所裁判官の国民審査に関する陳情書(岐阜県町村長会長渡辺栄一)(第一〇〇七号)
- 九七 町村合併促進法制定に関する陳情書(福岡県町村長会長吉田繁)(第一〇七七号)
- 九八 町村職員恩給給付金庫助成の

- 交付金改正に関する陳情書(福岡県町村長会長吉田繁)(第一〇七八号)
- 九九 信用組合に対する固定資産税等免除に関する陳情書(東京都中央区日本橋区船橋二丁目一番地社団法人全国信用金庫協会会長大村清一)(第一〇七九号)
- 一〇〇 自治体警察制度の改正に関する陳情書(福岡県町村長会長吉田繁)(第一〇八〇号)
- 一〇一 町村合併促進法制定に関する陳情書(広島県町村議會議長会長井上元夫)(第一一一三号)
- 一〇二 町村合併促進に関する補助金、交付金は平衡交付金のわく外とすることの陳情書(福岡県町村長会長吉田繁)(第一一一四号)
- 一〇三 町村民税の賦課期日を四月一日とすることに関する陳情書(福岡県町村長会長吉田繁)(第一一一五号)
- 一〇四 自転車税、荷車税に対する月割課税に関する陳情書(福岡県町村長会長吉田繁)(第一一一六号)
- 一〇五 火災による学校校舎の復旧建設に対する起債に関する陳情書(福岡県町村長会長吉田繁)(第一一一七号)
- 一〇六 起債額決定に対する町村優先の陳情書(福岡県町村長会長吉田繁)(第一一一八号)
- 一〇七 消防財源の確立に関する陳情書(宇都宮市議會議長高橋新吉)(第一一九九号)
- 一〇八 参議院全国区議員の選挙並びに最高裁判所裁判官の国民審査に関する陳情書(福岡県町村長会長

- 長吉田繁)(第一二〇号)
- 一〇九 自動車税引上げ反対に関する陳情書(旭川市二条通四丁目五号道北乗合自動車株式会社取締役社長金森勝二)(第一二八一号)
- 一一〇 同(山口市市市一番地の四山口県バス協合理事長井上隆一)(第一二八二号)
- 一一一 同(島根県益田市大字上吉田石見交通株式会社取締役社長小河松吉)(第一二八三号)
- 一一二 運送業に対する事業税の課税方式に関する陳情書(旭川市二条通四丁目五号道北乗合自動車株式会社取締役社長金森勝二)(第一二八四号)
- 一一三 同(山口市市市一番地の四山口県バス協合理事長井上隆一)(第一二八五号)
- 一一四 同(島根県益田市大字上吉田石見交通株式会社取締役社長小河松吉)(第一二八六号)
- 一一五 中小県財政の緊急措置に関する陳情書(群馬県議會議長金子金八)(第一二八七号)
- 一一六 自動車税引上げ反対に関する陳情書(茨城県結城郡水海道町常総筑波鉄道株式会社取締役社長宇都宮政市)(第一二九一号)
- 一一七 同(高松市桜町高松琴平電気鉄道株式会社取締役社長大西禎夫)(第一二九二号)

○中井委員長 これより会議を開きます。この際理事の補決選任についてお諮りをいたします。すなわち委員異動に伴い理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと思

ますが、これは投票の手続を省略して、委員長より指名することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中井委員長 御異議なしと認めます。よつて佐藤親弘君を理事に指名いたします。

○中井委員長 次に請願及び陳情書について審査することといたします。本日の請願日程第一、防火水そう設置に関する請願から日程第四二九、上野村の水害復旧費起債に関する請願に至る請願について審査することといたします。これより請願審査小委員長より報告を聴取することといたします。小委員長代理北山愛郎君。

○北山委員 小委員長の西村君が御不在でございますので、私から小委員会の経過並びに結果につきまして簡単に御報告を代読いたします。

本小委員会は去る三十日請願審査のため、小委員九名をもつて設置せられました。

本小委員会において審査いたしました請願は、全部で四百二十九件でありまして、その内訳について申し上げますと、地方税法関係のもの三百八十三件で圧倒的に多く、次に起債に関するもの十五件、地方自治に関するもの十二件、地方財政に関するもの十件、警察に関するもの五件、消防に関するもの四件、以上合計四百二十九件であります。このうちおもなものについて申し上げますと、営業用トラックに対する自動車税軽減の請願は八十六件であり、その要旨について簡単に申し上げます。営業用トラックは、税法上認められた事業用減価償却資産である

くできた町村の警察の管轄区域とい
ものを、その全町村の区域に及ばさ
いで、従前警察を持つておりました町
村の区域だけに限定することもでき
る、かようにいたしますならば、もち
ろん話し合いによりまして全町村で警察
をもち、本則通りをやることも
できるわけでありませう。また協議次第
によりましては、今まで通り関係で
とりあえず合併の関係に入つて行くこ
ともできる、こういう規定でございます

す。二項以下の規定につきましては、両
者の協議の場合に、普通の場合と同様
にその町村議会の議決を経なければな
らない、内容を告示しなければなら
ない、総理大臣に報告をしなければなら
ないといつたような事項の、手続関係
の規定でございます。要はこの十二条
の第一項によりまして、話し合い次第
によりまして、本来ならば全地域で警察
を持つてというのが原則であるのと
あらず従前の警察を持つておつたこ
ろだけに管轄区域を限定することも、
一定の期限を待つてできるという旨を
規定されておるものと存するのであり
ます。その期間を経過いたしましたな
らばどうなるかと申しますならば、そ
の期間を経過いたしましたならば、本
警察法の原則にもとることになるの
でございます。その町村が警察法の第
四十条の規定によりまして、警察を維
持すべきものとして告示せられてお
ります場合には、当然その
町村警察の管轄区域はその町村の全
域に及ぶようになる、その期間を経過
するならば、その町村の全区域をもつて
警察を持つ状態に入る、この期間中
だけは、かりにこの管轄区域を限定す
ることができ、かような趣旨であらう

と存するのであります。ただいま趣旨
についてお尋ねがございましたので、
便宜私からお答えを申し上げますた
けであります。

○加藤(精)委員 ただいまの御説明
で、町村の合併の場合にはわかり
ましたけれども、町村の全部または一
部が市に合併するような場合、それか
ら町村が合併して市を設置するよう
な場合についての適用を御説明いた
したい。

○柴田説明員 ただいまの警察法の特
例の条文が、市の関係においてどう
なるかというお尋ねであります。一応
この参議院の御提案の原案におきま
しては、この合併促進法が一定の市に準
用されるように何つておるのであり
ます。その場合におきましてこの警察法
の特例については、第三十五条と第三
十七条において、第十二条の規定を除
くといふふうに、原案は除外せられて
きています。本来これはいかにあるべきか
といふことにつきましては、いろいろ考
え方もあるかと存するのでございま
す。この原案といたしましては参議院
でおつくりになります際に、市の関係
は警察が必置という関係になつてお
るので、一応除外したかどうかといふ
ことで、除外をされているように何つて
おるのであります。さらについでに
考えてみますと、警察が必置であるか
どうかといふことについては、町村の
場合についても市の場合についてもか
わりはないのでございませう。この場合
一体何が警察法の特例になつてい
るかといふことを考えてみますと、警察を
維持すべきものであるとされてい
る町村なり市なりといふものが、

本来ならばその全区域をもつて管轄区
域として警察を維持するのが本則であ
るのを、このような合併促進の見地か
ら、全地域を管轄区域としないので、前
の町村の区域に限るといふことだけ
にするのが特例である。警察法の関係に
おいては、市の場合と町村の場合との違
いは、その関係においては何らないの
であります。住民投票で住民の意思
で、その警察を廃止することができ
るかどうかという点については、警察法
上で違いがある。この十二条の関係
とは関係がないのでございませう。一つ
の特例といたしましては、本来全
地域で警察を維持すべきものを、合併
促進の見地から一部の区域で警察を協
議の期間だけ持つこともできるという
ことでもあります。理論的に申しま
すならば、あるいは市の場合におきま
しても同様に管轄区域を限定するとい
うことが、合併促進の見地に重きを置
かれますならば、合致するものである
うかと存するのであります。一定の期
間を経過いたしましたならば、市の場合
には当然に住民投票もできない、当然に
市ならばその全地域をもつて、警察
を維持するといふ状態に入るのでござ
います。必置の点におきましては、さ
かかもこれをそこなうものではないと
思ひます。市を準備いたしましたこと
については、いささかもそこなうこと
はないと思つております。それが理
論的であると思つております。それが
で実際の合併の例といたしましては、
現在町村警察が残つておりましたは百
四十三でございまして、市の警察は二
百七十七という数を数えております。

合併の実例といたしましては、市の区
域に町村が合併するといふような例が
非常に多いのであります。従つてこれ
は小さい市の場合が多いかと思ひます
が、そういうような場合におきまして
市の場合も準備いたしますことが合併
促進の見地からいたしますならば、あ
るいはかえつて実情にも沿うゆえん
でなかるうかと存するのであります。

○加藤(精)委員 三十七条も同様です
ね。

○柴田説明員 同様であります。

○佐藤(親)委員 代理 それでは委員
会はこの程度で休憩いたします。

午後三時二十一分休憩

午後五時十九分開議

○中井委員長 これより再開いたしま
す。

休憩前に引続いて町村合併促進法案
を議題として質疑を行います。門司
君、

○門司委員 それではさしあたり私は
今の提案者に対してちよつと質問をし
ておきたいと思ひます。この法案の趣
旨はよくわかつておりますし、それが
ら大体内容も拜見をいたしましたのであ
りますが、ただ実際の問題として起り得
る一つの現象を想像的に考へて参りま
すと、特定の町村だけが合併をして参
りまして、そうしてそれが見ても不
然であるといふような所に合併し得な
い町村が必ずでははないかと考へ
る。その場合にはある程度強制的な規
定が設けてない、せつかく規定はで
きたが、将来小さな村が真中に入ると
か、あるいは原のどこか片すみの方
に、やはり小さな村が残つてい
る。こういうものができやしないかと私は思

うのであります。これが今日まで地
方の町村で、合併ができなかつた一
つの大きな原因であるように私は思
つておられるおつもりであるか、その
点を中心としておきたいと思ひます。

○館参議院議員 大体この構想とし
ましては、町村合併については知事
が審議会にいろいろ相談をしまして、そ
の県内の合併についても、ひとつ十分
な構想をこさえてもらふというの
第一の段階になつておるのであり
ます。でありますから今お話し
たような町村などにつきましては、県
内の事情を十分に考慮して合併につ
いての構想ができておるのであり
まして、それによつて大体解決が
できるのではないかと考へてお
ります。特に強制といふようなこと
で行かなくてもいいのじやないかと思
つておるのでございませう。

○門司委員 私が心配しますのは、町
村が合併の意欲がないとかあるとい
ふこと、それが反映してさらにそれが不
自然かどうかといふことを査定するた
めに、実は自治法の七条に県議会の議
決を要するように書いてありますが、
これと同じような趣旨で、もし合併を
欲せざるものがある場合に、ある程度
の——これは多少行き過ぎかもしれま
せんが、そういう不自然なもので
ぬようにすることができはしないか、
これをもう少し私は考へるべきでな
かつたかと思つておられます。そうい
うことは県でやるからならぬという
御意見ですが、現行の自治法により
まして合併することを知事は懸念す
ることができると、ちやんと書いて
あるのであります、知事に権限がないわ

けではない。しかるにそれができてないという原因は、私はそういう問題があるからだと思う。この法律にも、合併の障害となるものを除去することが、大体目的である。法案のうしろの方にちよつと書いてあります。もしそうだといたしますと、合併の障害となるものを除去するということは重大な問題であります。これはやはり長い間の歴史と伝統が一つものを言う。これにはほとんどこの法律は触れていない。また触れてみたところでこれは感情でありますから何とかかたがない。ただ財政的な措置その他についてえさを与えておくだけである。私はこういうことだけで、合併の促進が完全に行われるとは考えられない。いわゆる人情その他の問題を十分に考えて、そうしてこれを緩和する一つの策が当然考えられなければならないというふうな考えがあるのであります。単にここに書いてあります法律の内容になつていてものだけが、合併の障害になつているとは私は考えない。これは一つの奨励案でありますから、いろ／＼なえさがたくさん考えられている。

もう一つこの機会に聞いておきたいことは、従つてこの法律が結果的にどういうものをもたらすかという点であります。そのことのために先ほど申しましたようなぼつんとした一つの町村が残つても——これは残らないだろつというお考えであります。私はそういうものは必ず残ると思つて、そう簡単には行かぬと思つて、そういう場合には現行制度におきましても懸念することがありますので、あらかじめ県自治体上から押しつけることができ

る、それを受けて町村はやはり立つことができないという規定が、この中に必要ではないかと考えるわけでありませう。なるほど審議会ができるが、それは強要する力を持つておりませうし、ただそういう計画を立てるだけでありませう。従つて県知事なり県の審議会がそういう計画を立てれば、その計画を立てた範囲内において、それを町村は受けて立つことをしなければならぬというものは、——これはある程度の強制力もありませんが、しかしそういう規定がないと、完全にはこの目的の遂行は困難であると思つて、従つてそういうことは考えられませんか。私はそういう規定がどこかに必要ではないかと思つて、いかがでありますか。

○館参議院議員 まあ町村合併の問題ですと、やはりこれは町村自体に熱意ができて、お互いに今合併しようという了解ができなければ、なかなか困難な問題だと思つてあります。従つて合併という問題が非常に遅々として、今日まで促進しておらないのは、今日原因していると思つて、どうも強制的に合併をさすというものは、結果から見てもあまりおもしろい問題でもないと思つて、まあ県が県全体をながめて、どういふ町村とどういふ町村を合併させよう、あるいは市と町村を合併させようという計画を立てます上において、大体県内の各町村を漏れなく検討するわけでございます。その計画に基いてそれを奨励して行き、今できました促進法案のようないろ／＼の特権も与えることによつて、進めて行くことが得得であると思つて、進めて、私もほとりあえずこれを促進

するために、今申し上げましたような程度で進めて行くべきではないか。そこに困難はありませうけれども、お互いの熱意と努力によつて結果を上げて行くというものが、妥当ではないかと思つておられるのであります。

○門司委員 それからもう一つ聞いておきたいと思つておられることは、この合併法案で大体の目安として、どれくらい町村の規模で整理されるか。これは非常に私にはむづかしいと思つて、大体腹案がござりておりました。ならば、ひとつお話を願つておきたいと思つておられます。

○館参議院議員 これは具体的にどうしようかという考え方を検討してみたいわけではございませんが、私どもの県だけのことを考えますと、富山県であります。合併の促進を今日でもやつておられます。二百二十ほどありましたのが、今百七十くらいになつておられます。この合併促進法案が、もしも可決されますれば、おそろく大体百以下になるというふうな考え方で、県の当局も努力をしようとする状況であります。全体的に見まして少くとも町村の三分の一は減るのじやないか。あるいはまたもう少し進行いたしますならば、半分くらいにもなるのじやないか、というふうな考え方のものと、私もこの法案の成立を期待して居るのであります。

○門司委員 それからさらに聞いておきたいと思つておられることは、いろ／＼な条件が各町村で違ひますし、それから町村の合併後に起つて来る問題についての検討であります。たとえは林野行政にいたしまして、これは東北の地方には多いと私考えておられますが、

今まで国有林のいろ／＼な利用のために入会権を持つて居る。ところが今までの七つの町村で入会権を持つておられたのが、四つないし五つの町村が合併されて、しかもその国有林がその町村にある場合に、この所有権はかわつて参ります。今まで國の持つておつたものが払い下げられて町村が持つ。その場合に入会権はどうなるか。入会権だけが残るかどうかということが、実質的な問題として起つて来る。こういう問題の処置をお考えになつて居るかどうか。

○館参議院議員 実際は林野については私何も経験を持たないのですが、大抵今のお話のようなことにつきましても、やはりその関係において残つて行くのじやないかと思つておられます。

○門司委員 これは町村が合併したあとで問題が起らぬようになつておかないければなりませんので、入会権が残ると言ひましても、所有権がかわります以上は、今のたとえは農地法のような規定があつて、所有者がたといかわりましても、あるいは耕作権が残つておるといふことが明確になつていれば、それはそれでいいのであります。しかし入会権の問題につきましても、そういう法律は別にござりませぬ。従つて所有者がかわつて来れば所有権者の権限に属すると私は思つて居る。だから、入会権だけは一体その間に残されて継続できるものかどうか。この点は非常にめんどろな問題になると思つて、國が持つて居る間は何も所有権がござりませぬから、大した問題はありませぬが、これは町村に払下げをして、町村が金を出して自分の物にするのでありますから、他の町村の権利をそこに認めて、

買うのは自分たちが買った物だが、お前たちにも使用させようというところが容易にできるかどうか。こういうところに争いが残らなければ非常にけつこりだと思つておられますが、もし残つて来るとかえつてそのために地方の融和を欠くことが起きないとは限らないと思つて、そういう場合を危惧いたします。従つて、一応聞いておるのであります。

○館参議院議員 林野の特に入会権の問題につきましても、私どももあまり経験を持たないであります。ちよつと自治庁の方もおいでになりますので、できますならばひとつそちらの方から説明をお聞き取り願ひたいと思つておられます。

○長野説明員 入会権につきましても、やはり一種の物権のような、支配権と言ひますか、そういうような性質を持つて居る権利でありますので、所有権がかりに移転をいたしましても、その権利は当然には消滅しない、なお存続されるというふうな考え方がおられます。

○門司委員 考えておるだけではないで、法律的の根拠はどこかにあります。さつき言ひましたところの農地法は、多少法律的な根拠を持つて居ると認められるのであります。

○長野説明員 入会権につきましても、これは民法にそれ／＼共有の性質を有する入会権とか、あるいは共有の性質を有せざる入会権につきましても、地上権あるいは永小作権と同じような規定で保障されておると思つておられます。

○門司委員 だからそれは、民法に規定されておられますものは、あくまでも話合ひの上で今までやつておるのであります。しかし今度は所有権が完全に

第一類第三号 地方行政委員会議録第二十九号 昭和二十八年八月四日

移るのであります。従来話合つておつたものは国であつて、今度は市町村がそれを自分の財産として所有するわけでありませぬ。従つて国とは違ふのであります。ただ単に財政的に何らの負担を負わぬという場合においては、私は幾らでも話合ひができると思ふ。しかし民法の規定による入会権の設定、それからこれに対する権限というものは、所有権のかつた場合には、やはり所有権者というものが相当大きな発言権を持つて来ると思ふ。だからこの場合の処置というものは、今の民法のそういう規定であるからというだけでは、私は済まされないのではないかという気がするのですが、もう少しわかりやすく、そういうものは絶対にないのだということも、ひとつ十分明らかにしていただきたい。

○長野説明員 私はいま詳しくは存じませぬけれども、入会権は、民法の取扱ひにいたしまして、一つの物権でありまして、物の上に確定をした権利でありますから、これは所有権がたとい林野について移動いたしまして、それによつて当然に変更ないし内容に变化を受けるようなこととはない、このように考へております。

○門司委員 そうだといたしますと、私下げの場合における一つの障害ができて来る。自分たちが金を出して買つて、他の町村にこれを使用させるという事になつて参ります。これはむろん使用料をとれば別でございますし、しかし私は入会権によつてやつておられます場合と、所有権の移動された場合とは、多少その間の感情なり、あるいは事情が違つて来ると思ふ。だから、その点を私は心配するの

である。何も感情が残らない、今までの地上における権利であるから、これは認めようじやないかということになれば、これはいづれの場合にも問題が起らなければならぬのであります。何も法律に多少違反しておつても、問題さへ起らなければいいのですが、しかし問題になつたときに一つの障害になりますので、一応念のために聞いておくのであります。その点をもう少し明確にしたいだけ必要があるのではないか。自分たちのものになつて、所有権がこちらにかつて来るのでありますから、その場合にそういうことが話合ひの上でなお認められるかどうか。もしできるならこの法律の中でそういう障害のないように、ひとつどこかに規定を設けておく、しかもこの法律で合併されますものは、三年の間に限られておきますので、できるだけいざこざの起らないようにひとつとしてもらいたい。

もう一つ大きな問題になつて参りますのは、一つの入会権ではあるが、これは法律の中には森林を伐採する場合には、多少の抑制をしているようではございませぬが、これは所有権を持つ者がやはり伐採をするというふうな考へられる。しかしその場合は、自分たちが買つた山を、自分たちが伐採するという権限を持つておるが、しかし入会権があるために、一応合議をしなければならぬといふことになりませぬ。他人のためにどこまでも土地というものが利用される形になるのであります。これを永久に認めるといふことが一体できるかどうか。

○館参議院議員 実は今この入会権の問題につきましては、各町村の住民まで

もよく話がかつておる問題だと思ふのであります。国有林野を払い下げの場合に、いろいろな打合せができ、契約なり、何かそこに成り立つて来るのではないかとおもうに思つておられますので、その間のいざこざにつきましては、そういう程度で了解が得るのじやないかと考へるのであります。

○門司委員 私もさつき話しましたように、話合ひができれば、それでけっこうだと思つておられます。しかしこの問題はある程度了承しておきませんと、たとえは国がそこに払い下げると、たとえは国がそこに払い下げると、払い下げてしまつたあとで問題が起る場合と、払い下げをしようとするときに、やはり入会権を持つておるところは、一応の権限を持つておる者は、そこに払い下げられては困るといふような苦情が出やしないか。二つの場合が実は考へられるのであります。従つてどういふ問題を明確に、ひとつ何らかの方法で救済する方法があるのだといふことならけつこうであります。どうもわれわれにはその間の事情がわからぬのであります。従つてそういう問題が起らぬという明確な御答弁ができれば、私はけつこうだと思ひます。

○中井委員長 法貴三郎君、法貴君は参議院の地方行政委員会の調査員であります。特に発言を許します。
○法貴参議院地方行政委員会調査員 ただいま門司委員からいろいろお話を

ございませぬが、要するに入会権というものは歴史の権利でございませぬ、かつ同時に物的、物上の権利として確定したものでございませぬ。従いまして民法ができませんまでの歴史的事実というものを認めまして、これを新しい民法上の権利に変化するといふことをいいたしませんので、この条文のままに規定いたしましたわけでございます。従いましてこの入会権というものは、その地域々々におきまして、ある林野につきましてどういふ団体、あるいはどういふ範囲の人間が、どのような権利を持つておるわけでございます。よく知れわたつておるわけでございます。従いましてこの問題の国有林野の払い下げにつきまして、ある町村が基本財産を造成するために、国有林の払い下げを受けるというような場合には、国有林について入会権の有無、その他の権利の有無ということも勘案し、かつ、林野庁法におきましてもそういう事情を考へて、できるだけ問題のないものにしたしまして、適当な処置をするにいたしたことになると思ひます。また事実問題といたしまして、その国有林野につきまして、入会権の存在いたしません場合におきましても、それが存在する上において何らさしつかえがないといふことを確認いたしました後に、払い下げを受けるということになるのかと存じます。従いましていろいろ問題もございませぬが、さほど御心配になるようなことは、大体はあるまいと思ひます。ふりに考へておるわけでございます。

○門司委員 今心配をするようなことはなからうというお話をございませぬが、私どもは法律をつくりませぬ場合に

は責任があります。心配がなからうといふことで、これをそのままにするわけに参りませぬ。むろんあなたのお話のように、伝統があるにきまつておる。歴史を尊重しなければならぬことはきまつておる。しかし入会権の問題は地方住民の死活に関する問題であります。これは山村を持たざる、いわゆる新炭林を持たざる、あるいは堆肥の原料を持たざる町村にとりましては、きわめて重大な問題であります。心配がなからうという程度でこれを認めるわけに参りませぬ。農村における今日の林野に対しましては、入会権というものは、そう軽々しいものではございませぬ。堆肥の原料をこから求める、薪炭林をこから求める、農家の生産と実際の生活に欠くべからざる一つの要素である。だから私は心配するから聞いておるのである。心配することはなからう、いい加減でよからうといふりくつは一体どこにあるか。その間の事情が明確になれば私は納得が行くが、それがなければこの案に賛成するわけに参りませぬ。いい加減でよからうといふ答弁はこの際避けてもらいたいと思ひます。そこで私は、絶対に入会権の問題に対しては問題がないのだ、この条文の中ではつきりしてもらいたい。

○法貴参議院地方行政委員会調査員 たいへん失礼いたしました。私の申し上げ方が、あるいはそういうふうにおとりになれるような言い方であつたかと思ひます。しかし私が先ほど申し上げました心配ないといふことは、事実問題として障害が起らないだらうという意味で申し上げたのでございませぬ

るといふことになるかと思ふのであります。その余剰のできた方が他の方面に、今まで必要とされた面に向けられることはあり得ることだと思ふのであります。それは各町村々々が最も賢明に考慮を払つていただければいい。事務がどうなるかという問題になりません、必ずしもそうとも言えないのじやないかと思ひます。

○北山委員 次に別なことです。この法案には合併についてのいろいろ財政的な助成という規定がございます。これは議員提案でございますが、この法案がかりに通過いたしました。成りた場合、政府の方ではただちに本年度からこの法案に盛り込まれるような必要な補助なり、あるいは財政的な助成、起債なり、そういうものを行つておられるか、それと、これを確保するかどうかという点について、これは自治庁の方からお伺いします。

○石村参議院議員 お答えいたします。自治庁に対する御質問のようでありましたが、提案者といつまして一言お答えいたします。これは法律で、特典といひますか、財政面の助成その他の措置をいかに講じても、これを運用する所管の行政庁、特に大蔵省、自治庁等で誠意を持つて、この法律の精神をほんとうにのみ込んでやつてもらわなければ、これは死文化するものであります。そこであらかじめ自治庁等とは密接な連絡を保つて、この法案をつつたのであります。特にこの法案が大体まとまりましたときに、この財政措置に對し、またその他の合併促進及びこれが育成の衝に當る自治庁に對しまして、つまり政府としてどうい

態度であるか、その心構えを尋ねたのであります。つまり参議院の地方行政委員会においでお尋ねしたのであります。そのときに、鈴木次長が自治庁を代表して明確に答弁されたことを記憶しております。すなわちこの法律の精神は十分に尊重して、そしてこれに掲げてある政府としての財政措置その他の措置に對しては、誠意をもつてどこまでも実行する深い決心を持つておる、しかもそれは自治庁としてのほんとうの決意であるということを確認に答へられた。またこの何条でしたか、たとえば町村合併に對する国の補助金、これは合併するまでの問題であります。この補助金に對しまして、どういふこともせずに耳にしておりました。つまり大蔵省としても、来年度の予算を組む上においてこれを考慮して、自治庁と連絡し、自治庁のその資料というが、計算の基礎、いろいろな点を自治庁に注文して、二十九年度の予算を組む措置をすてに講じておるといふことも、自治庁当局からも聞いておられます。こういう意味におきまして、私はこの法律ができ上つたならば、政府においても必ず誠意をもつてこの法律を尊重して合併促進のために當る、こういうふうにかたく信じております。そこで自治庁の政務次官が幸いおこしです。御意見を承つていただきたいと思います。

○青木(正)政府委員 自治庁といつたにしても、現在の町村規模を適正なものにするには、最も望ましいことにつきましても、またこの法律の趣旨に同感であります。従いまして、この法律案が両院を通過して、法律として効力を発生いたしますれば、国会の

意思を十分に尊重いたしました。この法律に盛り込まれた内容に従つて必要な財政措置等を、最近のできるだけ早い機会におきまして、補正予算なりその他の手段によつて本法律が円満に遂行できるように最善の努力を払いたい、かように存する次第であります。

○北山委員 もう一点だけ。第九條の、例の議員の任期の問題でございますが、今までのところでは、町村の合併の際に、その議会の議員の任期がまだ残つておるのに、その職を失いたくないといふことからして、合併を妨げておるといふ實際の事情はよくわかるのであります。けれども、もしも町村合併といふことが住民にとつて、あるいは国家的にも非常にいい仕事であるとする場合におきまして、その議員がその職を失いたくないといふような氣持のために、この合併を妨げておるといふことは適當でないものであります。その議員の感情といふものを、いわば利己的な感情といふものを、この法律の上で尊重するといふことは、はたして適當であるかどうか。私は非常に疑問に思つておられますが、その点についてどういふお考えであるかお伺いいたします。

○石村参議院議員 御説ごもつともであります。いやしくも町村の議会の議員ともあるべき者が自己の一身上の感情のために、または自分の一身上のために、町村の合併といふような大きな問題を阻むといふことはけしからぬ話であります。これはお説の通りであります。そこで私は今の問題はこの町村合併の妨げとなることは実は思ひたくないものであります。そういう議員に對する一つの侮辱的な言葉は、事實は

そりでありませうけれども、そののみを主なる理由としたのでありません。今までの町村の合併を阻んでおつたものに、議員の感情、氣持といふふうなことも確かにありました。そのほかに特に考慮いたしましたのは、合併を促進させるといふことになつて、協議会ができ、いろいろの手段が講じられ、またその間においてその議員諸君が非常に骨を折つて、この合併ができ上るまでござ着けた。そして合併ができなかつたあかつきには、これが新町村の建設計画といふものに入らる現われて参ります。さて建設計画を實行するといふことはなかつた。並たいのことではないのであります。これが今まで合併に苦心した当時の議員諸君が、そのまゝある一定の期間残されたならば、その故事を歴い、な点もよくわかつておるので、この建設計画の實現にも相当効果があるだろう、こう考えられるのであります。そしてたとへば町村合併後にこの建設計画を変更するといふような問題も多々起ることと存じます。その場合に、新しい町村の新しい議員を選挙したとするならば、そこに地域的分野といひますか、勢力といひますか、そういうふうな点におきまして、合併前とは相當かかつて来るだろうと存するのであります。そうしたならば、この変更計画の問題が起つたときに最初の合併当時の意思と相当な距離を離れた不公平な措置が、現実に講じられるといふおそれもあるものであります。そういう場合に、この合併前の関係町村の議員が、ある一定の期間だけ残つておるならば、そういう不公平、不公平な措置も講じられずに済む、つまり円滑にそ

れらの計画が実施できる、こういうことも考えられたのであります。

○北山委員 もう一つだけ、非常に大事な点ですから伺ひたいと思ひます。ところで二つも四つも町村が合併した場合に、何十人といふ多くの議員が出ると思ふのですが、それで議会の運営が困らないかどうか。もう一つは、かえつて前のことを知つておるといふようなために、いつまでも前の村の議員といふ頭を持つて、そしてお互いに旧町村の議員の立場で、新合併町村の中で張り合ふといふようなことになつては、かえつて新しい合併町村の統一、総合的な建設計画を阻むのじやないかと思ひますが、その点はどういふふうにお考えですか。

○石村参議院議員 御説の通りでありまして、せつかく二つ、三つ、四つといふ町村の合併ができ、そして新しい一つの自治体ができ、そして新しい一つの新しい空気がよつてやから、すべて一新した空気がよつてやつた方がいといふ見方も、確かに今御説の通りであります。しかし先ほど来申し上げました通り、建設計画等の實現につきましても、もしも従来の残留した議員によつて一時的にこれが行われるならばほんとうに魂を打込んで、責任をもつてやるだろうといふ見方もあります。かれこれ勘案いたしましたところ、一定の期間だけを残留させる、こういう考え方があります。それから初めの御質問は、数箇町村が合併して、その関係町村の議員が全部残るとしたならば、議員の数が非常に多くなつて、議会運営の上にかん、こういうお言葉でありましたが、これも確かに御説の通りであります。しかしこの第二の形におきましては、

地方自治法により定員数、これも最初のことでありますので、その定員数を二倍とか、ある一定の数だけふやすことになつておりますが、たとえこれを倍加するといつても、その比較して計算したとき、その増減の率が多いとも見られないのであります。そこでこれを取入れたのであります。しかし全部を必ず残留させるといふのはありません、つまり協議による規約に基づきまして残留する、また新しく選挙をし直して、そのときは定員を自治法による定員の二倍として、これを選挙し直すという二つの型をとりまして、これを選択制にいたしましたわけでありませぬ。

○大石委員 私に簡単に中井委員長に質問しますが、先ほど中井委員長は、この町村合併の法案は、今会期中に上げるとおっしゃいました。これは重大な問題で、私はこれは一つの革命と思つておられます。この革命とも思つておる重大な問題を余すところ三日しかないのに、こんなに急いでこれを上げねばならぬ理由がどこにありませぬか。それをまず先生にお尋ねしたいと思います。

○中井委員長 お答えをいたします。本案が参議院におきまして、石村華作さん初め多数の方々、地方行政委員会委員をもつて、参議院に議案として提出されましたのは先月の二十日であります。しかしながらこれを御提出になるまで、本案はきわめて時宜を得たる、しかもりつばなる案であつて、今日のわが国自治体のすべてのものがこれを要望しておるといふことにかんがみまして、きわめて異例のことでは

ありましたけれども、衆議院議員の、ことに地方行政委員会におき委員の方々は、参議院の委員の方々とたゞく懇談を重ねられ、本法案が参議院を通じて衆議院に回付されました後に、おきまして、できるだけ早くその成立をいたしますよう非常な努力をいたしたのであります。従ひまして、本委員会において、この法案については審議をいたしますことは、形式的な会議の上では数多うはございませぬが、その審議の実際というものはきわめてたびたびであつて、きわめて慎重をきわめておる次第であります。ある日のときは朝早くより、ある日のごときは夜おそくまで、委員の皆さんとも、御勉強になつて、今日まで参りました上に、先日本委員会におきましては小委員会ができて、委員長初め非常な御勉強で今日まで参つておるといふのが実情であります。それゆゑにあなたのお尋ねになりました第一問、この重要な法案につき、審議の期間が短いのではないかと仰せになりますことは、御趣旨決して御無理とは考えませぬけれども、私どもの知るところにおきましては、参議院におきましても衆議院におきましても、十分その審議を尽くされておるといふことを確信してやまざる次第でございます。

○大石委員 私も参議院と合同審査のときにたしか二回出ました。しかしこのういふような法案は、これは画期的なものであつて、一つの革命です。私はこれを称して無血革命と言つた。こういうような重大な問題を余すところ三日になつて、一徳千里にこれを上げようとする。私はその理由がどこにある

か、それが私には不思議でならない。そこで私が最も不思議に思ふのは、小委員会ではこれは研究事項になつたんです、第三案前段の、町村はおおむね八千以上の住民を有するものを最低の標準とし、そしてあとの段で、最低標準のみを押し、最高を押し上げるゆゑに私はお聞きしたい。これはだれに聞いたらよいかわかりませんが、参議院の人をいじめるのはどうかと思つたので、まあ鈴木さんに聞きます。鈴木さんは立案者でないけれども、正直です。参議院の人は聞いてもどうも気の毒ですからお聞きしません。それで京都市は特別市制をしきたいという。それもけつこうです。ところがその周辺の地区をずつと合併して、大京都としてしまつて、残つた京都府の行方は一体どうなるか。これを考えると、一体わが京都府、大阪府、兵庫県、そして愛知県、神奈川県、これはすべて私たちのおなじいさん、おなじいさんが府県税を納めて来た。それが都會集中主義になつて、都会には病院もできて、学校もある、図書館がある、あらゆるものがあつて、都会に住んでおる人には非常に便利になつておる。ことに選挙でも、一番よくわかるのはあの道路はどうですか。京都市内の道路は鉄筋コンクリートである。ほかはどうですか。ほかは何ら舗装をしていない。その府県税というものは一体どこへ行つたか。全部京都市へ注ぎ込んでおる。そして農村はだんだん疲弊する一方である。一体これはどういふような小委員会の方々のお考えであるか。これも同僚議員であるから、同僚議員の加藤さん、門司さん、床次さん、みな聞きたい。わからぬ。

納得が行かぬ。私はこれは承服することのできぬ。一体これはどうなるか。だん／＼こうして糾合されて行つて、そうして残るものは経済的にほんとうに徹々たる京都府の町村が残つてしまつて、大京都のみになつてしまふ。大阪もその通りである。神戸もその通りである。一体これをどういふふうにするか。一方はお考えになるか。その小委員の方にも、私は御意見を伺ひたい。鈴木さんにも御意見を伺ひたい。

それから警察法です。これは私は大養さんに文句を言いたいと思ふ。すなわち警察法の中に特別警察すなわち七十万以上のものに置く、こうしてなくす。まづこうから特別市制というのをわ／＼が反対する。それでだん／＼賢くなつて、なしくずしになつて来た。わ／＼はそれにだまされぬ。これを一体どうしてくださいますか。われわれはこの小さい町村合併、これは賛成します。その名をかりて三万以上の市は特別市になる、こういうふうなことを去年市は決議した。そうするとカリフォルニアくらいしかないので、小さい日本は、どこもこもローマ法皇のヴァチカン宮殿みたいになつてしまふ。一体これはどうなるか。これをまあ鈴木さんに聞きたい。忌憚なき意見をおつしやつていただきたい。共存共栄です。大都市のみ発展して行つて、そして農村は疲弊して行く。こうしたことにはわれ／＼は絶対反対です。もしそんなことになつたら、私はほんとうになく入り込みをやる、どうだ。承知せぬ。

○鈴木(後)政府委員 ただいまのお尋ねにお答えいたします。感想を述べるといふことでございますが、結局大石さんの今のお述べになりましたことは、都市と農村あるいは大都市とその周辺の町村というふうなものとの間の共存共栄をはかるといふような趣旨の御意見であつたように拝聴いたしました。この町村合併促進法案と、そのお考えとの関係でございますが、私もこの法案を拜見いたしましたところでは、ただいま大石さんのお述べになりましたような考え方を、この法案の上にお尋ねになつたと思つたのでございますが、参議院の案におきましては、人口五万ないし十萬の都市というところを一応の区切りをいたしておられるようでありませぬ。この点をいかようにお定めになるかというところが、ただいまの問題に関連があると思つたのでございますけれども、しかし大都市の問題は、必ずしも町村合併促進というふうな見地のみの問題ではなくて、やはりもつと大きな立場から、全体の制度をいかように持つて行くかというふうにご意見を、政府といたしましては、いつも月並のことを申し上げるようでございますけれども、ただいま地方制度調査会にこの点につきましても答申を求めておる次第でございます。それによつて処置をいたしたいというふうにご考えておる次第であります。

○大石委員 まあ鈴木さんは、はつきりいふと、自分が困るから言えぬのは私は無理なないと思つて、一体この小委員の人は、私は加藤先生に聞きたいのですが、もう一ぺん私の納得の行くように、小委員会がどういふふう

○大石委員 まあ鈴木さんは、はつきりいふと、自分が困るから言えぬのは私は無理なないと思つて、一体この小委員の人は、私は加藤先生に聞きたいのですが、もう一ぺん私の納得の行くように、小委員会がどういふふう

にきめてくださいましたか、教えてくだ
さい。私ちよつと納得が行かぬので
す。報告があつたけれども、私は納得
が行かぬ。納得が行かぬうちは賛成す
ることはできない。

○加藤(精)委員 大石委員にお答えい
たします。ただいま地方自治庁の
次長から言われましたごとく、制度そ
のものの改廃の前提的含みがあつて、
われ／＼がこの法律を審議しているわ
けじやないのでございまして、法律は
額面通りに受取つていただきたい、こ
う思つております。

○大石委員 それではこれを額面通り
にするのでしたら、小さいところは八
千以上の住民を有するものを最低の標
準として、それ以上は幾らでもいい、
最高の方は押えない。これは一体どう
いうふうか——これがわからぬので
す。たとえば京都市がある。京都市が
だん／＼大きくなつて京都府というも
のがなくなる。私は京都府に住んでお
りますから、ほんとうにこの問題を心
配するのです。これはどうなるので
か。最低ばかり示して最高をきめてお
らぬ。これが私には納得が行かぬ。そ
れなら大阪なら大阪に布施も一緒にな
る、どれも一緒になる、そうしたら大
阪市というものは大なるになる。そ
も、大阪府というものはなくなる。そ
れならちよつと日本の根本を——沖繩を
除いて三府四十二県の根本を改正する
なら私は筋道がわかる。けれどもこれ
はどういうふうになつておるか、これ
が私は納得が行かぬ。それを加藤先生
教えてください。教えてもらわぬとわ
からぬ。

○加藤(精)委員 ただいまの問題は、
衆議院の小委員会の方で問題にするべ
き問題ではないので——問題にするこ
ともできるわけでありまして、主とし
て法律提案者の方に御質問いただきた
いのであります。

○大石委員 提案者もたいへんです
ね。あまり聞くのも気の毒だし……。
それでは参議院の方に聞きますけれど
も、一体この衆議院の小委員会の研究
事項をごらんになりまして、あなたは
どういふふうにお考えになりましたか。
はなはだ御迷惑でお気の毒ですけれ
ども、ちよつと聞かせてください。こ
れは私の府県にとつて重大問題です。

○石村参議院議員 最小限度の基準が
八千という規定を置いて最高がない、
こう劈頭お尋ねのようでありまして、
八千というのは、先ほど参議院の館委
員から御説明がありました通りで
ありまして、おおむね人口八千を最低
の基準と押えただけであります。そこ
で上と下とがないじやないか、こう
おつしやいますか、この条文で見ます
と、上は何ら書いてありません。しか
しこれは町村としましては最低を押え
れば、上はたとえ三万が四万、五万
となれば自然これは市と相なることと
存じます。そこでまた三万なり五万な
りというふうな町村があつてもかまわ
ないのであります。そこで上は押え
てありませんが、たしか三十四条です
かに、この市の準用の規定ができてお
ります。これは最初参議院におきまし
て、五万までの市にこれを準用する。
要するにこれを第三条と関連すれば、
最低が八千の基準であつて、上は五万
までの市にこれを準用させる。つまり
人口八千から五万までの町村及び市
に、この法案が当てはまるわけであり
ます。しかしいろ／＼な声もあります

し、また実情をいろ／＼調査いたしま
したり、その他の理由によりまして五
万といたしました。なお五万から十
万未満の市につきましては、一つの線
を引いて、この法律を準用することに
いたしましたのであります。参議院の原
案といひますか、提案者といひしまし
ては最低八千、最高十萬、こういうこ
とに要約されるわけでありまして。そこ
で大石委員のお言葉の中に、衆議院に
おける小委員会の案として云々とい
ひましたが、まだ参議院の私どもとい
ひました。衆議院の小委員会の御
検討になつておられるその過程の中
で、いろ／＼の案を御検討になつてお
られるという事も聞き及んでおりま
す。まだ具体的にはつきり正式には
承つていないのであります。おそら
くこの一兩日といひますか、教時間と
いひますか。うち、衆議院の皆さん
と参議院の私ども委員会と御懇談的に
御協議をする機会が与えられるのじや
ないか、こう考えております。

○大石委員 重ねて参議院のお二人さ
んにお願ひしますが、この問題はどう
も特市に関連を持つ重大な問題であ
る。これはさつき言つた通り一つの革
命です。その簡単に町村が合併するも
のではないのです。そこにはいろ／＼
財産の問題もあるし、それからこれも
あと三日になつて、その三日の間に一
萬千里にやろうと思つても、それは無
理です。これは継続審議にしてやるの
がほんとうです。これは慎重審議を要
する重大な問題です。私はこれを称し
て無血革命と言ひたい。

私はまだ納得の行かぬ点が多々ありま
す。現在これを強硬になさるなら、私
もまた考えがあらります。それを私は最
後につけ加えておきます。

○中井委員 床次君。
○床次委員 ちよつと提案者に伺いた
いのですが、第二十九条におきまし
て、合併いたします場合におきまし
て、法令及び予算の範囲内におきまし
て、財政的の援助を優先的に取扱うこ
とになつておりますが、この予算の範
囲内というのは、特別に合併のため
に定められたところの予算の範囲内であ
ると思ひますが、さうでありませ
んか、あるいは一般の予算の執行上にお
きまして、優先的に使うという意味で
あります。その点明らかにしていた
だきたいと思ひます。二十九条の一行
目の「法令及び予算の範囲内」とい
うところですか。

○石村参議院議員 これは、この各
項に列記してあります事業それ／＼の
所管省がございまして、その各省の
持つております予算の範囲内と心得て
おります。同時にもちろんこれが初年
度におきましては、まだこの法案が通
つておりませんのでそのままでありま
すが、この法律案が成立いたしました
ならば、その次からの年度におきまし
ては、先ほど、青木政務次官の言明さ
れたように、これがいろ／＼と各所管
省にも勘案されて、予算を組み入れら
れていだけたことを、われ／＼は
希望するものであります。

○床次委員 私、先ほど青木政務次官
の御答弁のときに不在いたしました。こ
れはなほ失礼いたしましたのであります
が、ただこれを明瞭にしておきませ
んと、一般の市町村の事業に非常に迷惑
をかける、たとえば学校の校舎の改築
その他におきまして、文部省が持つて
おります普通の予算の範囲内でありま
して特に合併町村に優先いたしますれ
ば、合併いたさない地方は非常に迷惑
をいたす点があります。従つて予算面
におきまして、合併町村のいわゆる奨励
分といたしまして特にその項目をわけ
て予算をおとりいただくならば、ま
ことに法案の趣旨はけつこうだと思
う。この点明らかにしていただきたいと思
ひますが、別個でもつてこれをおと
りになる御趣旨に青木政務次官が御答弁
になつたと了解してよろしゅうござ
いますか。

○青木(正)政府委員 自治庁といひ
ましては、先ほど申しましたように適
正規模の町村をできるだけ早い機会に
つくつていただきたいという点にお
きましては、まったくこの法律がねら
うところと同様の意を表してあります。
従ひましてこの法案が可決されました
ならば、この法律の趣旨を実現できる
ように、予算の点については最善の努
力を払ひたい、かように考えておる次
第であります。しかも具体的などう
いう予算を組むかということになりま
すと、この法案が成立し効力を発生す
ると同時に、いろ／＼協議する面があ
りますので、ここで具体的にどうとい
うことは申し上げかねますが、この法
律の趣旨を実現できるように最善の努
力を払つて、そして予算を組みたいと
考えます。

○床次委員 ただいまの御答弁は御趣
旨はまことにございましてあります
が、実際問題として非常に大きな問題
がある、先ほどの御答弁の趣旨はわか
りますが、一般の予算の中にこれが一

をかける、たとえば学校の校舎の改築
その他におきまして、文部省が持つて
おります普通の予算の範囲内でありま
して特に合併町村に優先いたしますれ
ば、合併いたさない地方は非常に迷惑
をいたす点があります。従つて予算面
におきまして、合併町村のいわゆる奨励
分といたしまして特にその項目をわけ
て予算をおとりいただくならば、ま
ことに法案の趣旨はけつこうだと思
う。この点明らかにしていただきたいと思
ひますが、別個でもつてこれをおと
りになる御趣旨に青木政務次官が御答弁
になつたと了解してよろしゅうござ
いますか。

緒に混同して入っておりますと、これはなか／＼周囲で迷惑するところがあ
る、あるいは合併いたします場合に、
非常に有利でございますが、そうでな
いところが迷惑をするのではないかと
いうことをおそれおるのであります
て、これは当然別個にとつていただ
くべきものだ、私は二十九条をそうい
うに解釈しております。御答弁もそ
ういう趣旨だと思ひますが、そうでな
かつた場合には非常に困ることがあ
りますので、念を押して申し上げてお
次第であります。

○青木(正)政府委員 私どもの考え方
も、町村合併促進のために、それ以外
の町村の方に迷惑をかけるというよ
うな考え方なしに、合併を促進するた
めに、他の町村に迷惑をかけることな
しに、別個に合併する町村のために予
算措置も講じたい、かように考えてお
ります。

○中井委員長 ちよつと床次さんに申
し上げますが、ただいま御質問の点
は、非常に重要な問題だと思ひので
す。つきましてはこの際大蔵大臣の出
席を求めて、その点につき政府の心構
えを説明させるようにせられたらいか
がでしよう。

○床次委員 けつこうでございます。
○中井委員長 それではただいま大蔵
大臣の出席を求めましよう。なおこの
機会にあわせて塚田自治庁長官の出席
も求めたいと思ひますが、いかがでし
よう。

○中井委員長 呼ぶ者あり
○中井委員長 それではただいま大蔵
大臣と塚田自治庁長官の出席を求める
から、すぐ呼んで来て下さい。
○床次委員 もう二、三お願ひしま

す。
次に第三十三条の合併措置に対する
知事が処分を行なかつたときの救済
手段であります。この取扱いは本法に
おける特別な例であるというふう
に考へられるのであります。提案者
の考へにおきましては、将来合併とい
うものに対しましては、この三十三
条のご趣旨が一般的に行われるとい
うことに対して、やはりしかるべき
こととお考へになつておられるか
どうかを承りたいと思ひます。

○館参議院議員 私どもはこの中に
入りました際の考へ方は、合併促進
の場だけ考へて入れたのでござい
ますが、しかし他の場合におきま
しても、これは私は適用して行つて
いいじやないかというふうに考へ
ております。

○床次委員 次に第三十七条ありま
すが、先ほど大石委員からお話があ
つたのであります。この市の制限
が一応加えられておられますが、も
し一つの市が、たとえば十万人以上
の人口八千以下の貧弱町村を合併
します場合には、やはり当然本法の
趣旨によりますならば、これを同じ
うに取扱つていいのではないかと
いうふうに考へられますが、かかる
もののは、見方によりましては、今
のところは認められないと思われ
るのであります。これは当然その範
囲においては認めてもいいじやない
かという感じがするのであります。提
案者はいかがお考へでありますか。

○館参議院議員 この五万、十
万といふのは、見方によりましては、
御意見もあると思ひます。また実
例の例から言ひまして、今御指摘の
十万をわずかに越えたというふう

ところで、他のものを合併しなければ
ならないという実情もあるかと思
ひますが、ただあまりこれが範囲が大
きくなつて行き、人口についてどこ
で区切りをしなければならぬとい
うことを考へますれば、一応五万を
原則として十万の程度でとめるの
がいいじやないかという意味で加
えたのであります。

○床次委員 ただいまの御答弁に
よつて、一応提出者におかれまして
は市町村の合併と申しますか、合
併の成立しました以後の日本の地
方団体のあり方は、大抵大都市
くらいのところを標準にしておられ
るじやないか。いわゆる過大都市
というものを好んでおられないよ
うに見るものであります。さうい
ふ趣旨に考へてよろしうござい
ますか。

○館参議院議員 今御質問の通り
に、実はあまり人口が一つの所に
集中する傾向は、かえつておもしろ
くないじやないか、中小都市程度
が適当だといふ考へ方を私も持つ
ておりました。そこでこの人口の
押し方をこれほどのところに持つ
て行くかといふことで、この十
万という程度に持つて来たわけ
であります。ただ十万人から上
になつて来れば、都市としても相
当な実力を持つて居る都市にな
りますし、お話をあつたように合
併をする必要がある場合でも、都
市自体に相当な魅力があるわけで
ありますので、その近辺の町村
を合併するのは、特別な処置を
とらなくても合併が進むじやない
かといふことを考へましたので、
一応はこの程度にいたしましたわけ
でございます。

○加藤(精)委員 念のために提案
者にお伺ひしておきますけれども、
この合併促進法の第一条は、人口
やその他

の規模が非常に小さな町村である
から、その運営がうまく行かない
という弱小町村を整理するとい
うことが目的であるのか、それ
ともこの合併促進法によつて合
併が促進された結果から見て、
町村と名前のつく地方団体の規
模の大きさが、大体平均化され
ることを予想しておられるので
す。その点まず第一番目にお尋
ねしたいと思ひます。

○館参議院議員 私どもの考へ方
といはしましては、あまり弱小な
町村といふのは現在立つて行く
上において、財政的な面からい
つても非常に合理的じやない、
人口におきましては、面積にお
いても、相当な程度にまとまつ
たものにならないければ、町村
として力を得ないといふことを
考へまして、そこで人口を大体
八千といふところに基準を置く
に、合併を進めて行つたらどう
かといふことを考へました。た
だその地勢にもよります。また
いろいろ交通の状況にもよります。
それらによつて人口の上におき
ましても、面積の上におきま
しても、形体ができて来ると思
うのであります。必ずしもそれが
均一された人口、面積であるとい
ふことも期待するわけでは
ないものであります。ただ町村
としてよくその住民の福祉を
増進して行くことのできる規模
であるといふことがねらいであ
ります。

○加藤(精)委員 そういたしま
すと、ただいま私がお尋ねしま
した、弱小町村の整理といふこと
だけが目的でございまして、二
年か三年後にできました町村
の間に大きさが大体平均化する
ことを望むと

いうその副目的の方は、提案者
は目ざしておられないという
ふうには理解してよろしうござ
いますね。
○館参議院議員 今お尋ねの
点であります。今申し上げました
ように、住民の福祉を増進する
適当な規模で、合併が行われ
て行くことを、まず第一眼目
にいたしておられます。その結
果としてできて来ます町村に
つきましては、大小あるいは不
同があるかと思ひます。必ずし
もそこに均一であるべきだとい
ふ考へ方を目標にするわけでは
ありません。目標は全体の合
併によりまして力が増し、そ
うして住民の福祉が増進して
行くような程度のもので、その
結果いろいろな形でできて来る
のではないかと思ひます。あ
るいはお話のように、その
町村の近辺では、相当均一化
されるかと思ひます。

○加藤(精)委員 大事な質問
ですが、かなり詳しくお尋ね
したいのでございまして、二
十分ぐらいの時間をいた
だけましようか。
○中井委員長 ちよつと速記を
とめて……

〔速記中止〕
○中井委員長 速記を始めて
本日はこれをもつて散会いた
します。明日は午前十時半より
正刻に開きたいと思ひます。
なお明日は大蔵大臣と自治
庁長官の出席を要求いたして
おきます。

これにて散会いたします。
午後六時五十一分散会

昭和二十八年八月十一日印刷

昭和二十八年八月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局